

被扶養者認定に必要な添付書類一覧

※ 認定理由により該当する添付書類を選んで提出してください

平成29年3月適用

添付書類 扶養区分	申立書	住民票謄本の写	非課税証明書の写	所得証明書等の写 または 確定申告書の写	年金等の	振込通知書の写	退職証明書の写 または 雇用保険離職票の写	別居の場合
								遠隔地[別居]開始・終了届 ・ 送金証明書 (直近3ヵ月分)
生計維持のみが条件	配偶者	△	△	●	●	●	●	●
	子	△	△	○	○	○	○	●
	父・母 祖父母 曾祖父母	△	●	●	●	●	●	●
	兄弟姉妹・孫	●	●	○	○	○	○	●
同居が条件	義父母	●	●	●	●	●	●	—
	甥・姪	●	●	○	○	○	○	—
	おじ・おば	●	●	●	●	●	●	—

- 印→該当している方は必ず添付してください
- 印→16歳未満の場合は不要です
- △印→状況により必要な場合があります

☆ 16歳以上で在学中の場合は、高校生は、扶養届の備考欄に学校名、学年を記入してください(添付書類不要)
大学生、専門、通信の学校生は、「在学証明書または学生証の写し」を添付してください(有効期限記載のもの)

☆ 無職の方の場合は、「非課税証明書の写し」を添付してください。

☆ 退職理由による場合は、「退職証明書または雇用保険離職票の写し」を添付してください。

- ①雇用保険の失業等給付を受給終了している場合は、「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」を添付してください。
- ②雇用保険の失業等給付を受ける予定の方は、「誓約書」を添付し、後日「雇用保険受給資格者証(両面)の写し」を提出してください。
- ③雇用保険の失業等給付を放棄する場合は、「離職票2」に職業安定所で法第4条第3項不該当(就職意思無し)の証明を受けた写しを添付してください。

☆ 給与収入がある場合は、直近3ヵ月分の「給与明細書の写し」を添付してください。他に併せて「課税証明書または源泉徴収票の写し」を添付していただく場合もあります。

☆ 自営業の場合は、「確定申告書の写し」、また、必要に応じて「直接的必要経費申告書」を併せて添付してください。

☆ 年金受給者(遺族・障害年金を含む)の方は、直近の「年金振込通知書または公的年金等源泉徴収票の写し」を添付してください。

☆ 別居の場合は、「遠隔地[別居]開始・終了届」に「住民票謄本の写し」と直近3ヵ月の「送金が確認できる書類(銀行振込明細書、通帳の写しで振込元・振込先の名前確認できるもの)」を添付してください。
(送金証明は手渡しでは生計維持関係の証明にはなりません。)

☆ 身体障害者の方は、「身体障害者手帳の写し」を添付してください。

※ 子の加入の際、被保険者の配偶者が被扶養者となっていない場合は「世帯構成及び生計内容調査表」を添付してください。

※ 「住民票謄本」は、必ず世帯全員分の記載がされたものを添付してください。

※ 「申立書」、「誓約書」、「遠隔地[別居]開始・終了届」の用紙は当健康保険組合にあります。
上記以外にも必要に応じて証明書等の提出をお願いする場合があります。